

浄化槽台帳システム整備等事業

1 事業の概要

令和2年4月の改正浄化槽法の施行により、都道府県に維持管理情報等を記載した浄化槽台帳の整備が義務付けられ、法改正に対応する浄化槽台帳システムの導入等を行った。

2 事業の内容

① 浄化槽台帳システム整備

法改正に対応した全国浄化槽団体連合会が開発したクラウドシステム「Z-join」を導入し、システム設計、データ移行等を行った。

令和5年度以降に浄化槽維持管理業者等から定期的に維持管理情報を収集する予定としており、収集したデータはシステムに蓄積され、不適正浄化槽等の指導・改善に活用する。

② 浄化槽台帳データ精査

浄化槽台帳システムの運用及び維持管理情報の収集にあたり、情報の円滑な収集及び管理の適正化を目的に県所有の浄化槽台帳データ（約115,000基）と維持管理業者等のデータの突合（紐づけ）を行った。

3 担当部署

環境文化部 循環型社会推進課 一般廃棄物班